

インターネット広告等を活用した子ども・若者への相談支援機関周知業務仕様書

1 委託業務名

インターネット広告等を活用した子ども・若者への相談支援機関周知業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日までとする。

3 委託趣旨

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの困難を抱える子ども・若者（15歳～39歳）に対して、相談窓口や支援機関の存在を周知し、適切な相談支援機関へ繋げることを目的として、県庁ウェブページへ誘導するインターネット・SNS広告の制作・配信に関する業務を委託するものである。

4 委託業務内容

受注者は、本業務の目的を達成するため、以下の業務を行うものとする。

(1) 広告素材のデザイン・制作

広告に使用する文章等も含めて、広告素材を15～18種類程度作成する。素材のテーマは、下記①～⑥のテーマに基づき、各テーマの素材数が概ね均等になるよう作成する。素材の作成にあたっては、構図、場面等について受注者と協議のうえデザイン・制作を行う。静止画のデザイン及び文言については、子ども・若者が興味をひくようなものとする。

また、広告素材は、配信開始日の1週間前までに電子データで納品し、確認を受けた上で配信を行う。

なお、下記①～⑥に加えて、様々な場面で利用できる本事業の趣旨を象徴する素材を3素材程度作成すること。

- ① ニート・就職・自立支援（就職のブランクがある、長期間働いていない等）
- ② ひきこもり（外に出るのが怖い、外に出たくない等）
- ③ 心・発達（うつ、死にたい、発達障害等）
- ④ 子育て・家庭教育（子どもへの虐待、子育ての悩み全般）
- ⑤ いじめ・子供の権利（友達からのいじめ、教師からの体罰、家庭内暴力等）
- ⑥ 生活支援・経済支援（金銭的困窮、多重債務、奨学金の返済等）

(2) 広告の配信

① 配信期間

令和5年3月8日までとする。

② 配信回数

受注者の提案による。

③ 配信内容の切り替え及び管理

子ども・若者の広告への反応や季節等に合わせて、発注者と相談のうえ、配信する広告の切り替えや、配信方法を適宜変更するなどの管理を行うこと。

④ 留意事項

広告配信の開始を優先すること。

契約締結後、すみやかに広告配信業務を開始できるよう、4（1）の分野①から⑥については、令和3年度「子ども・若者を地域で支える体制強化事業」で作成し

た素材を使用して広告の配信を行うことが出来るものとする。

(3) インターネット広告運用結果のレポート作成

広告配信終了後、その概要（表示回数・ランディングページへ誘導するリンクのクリック数等）を作成し、提出する。

(4) その他

① SNS 広告の配信にあたり、必要なアカウントは、受注者が取得・作成するものとする。

② ランディングページには、発注者が指定する県のウェブページを設定すること。

5 業務実績報告書

制作及び納品した成果品並びに結果を証する書類

- ・ 4(1)の広告素材のデータ
- ・ 4(3)で作成したインターネット広告の配信結果

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。